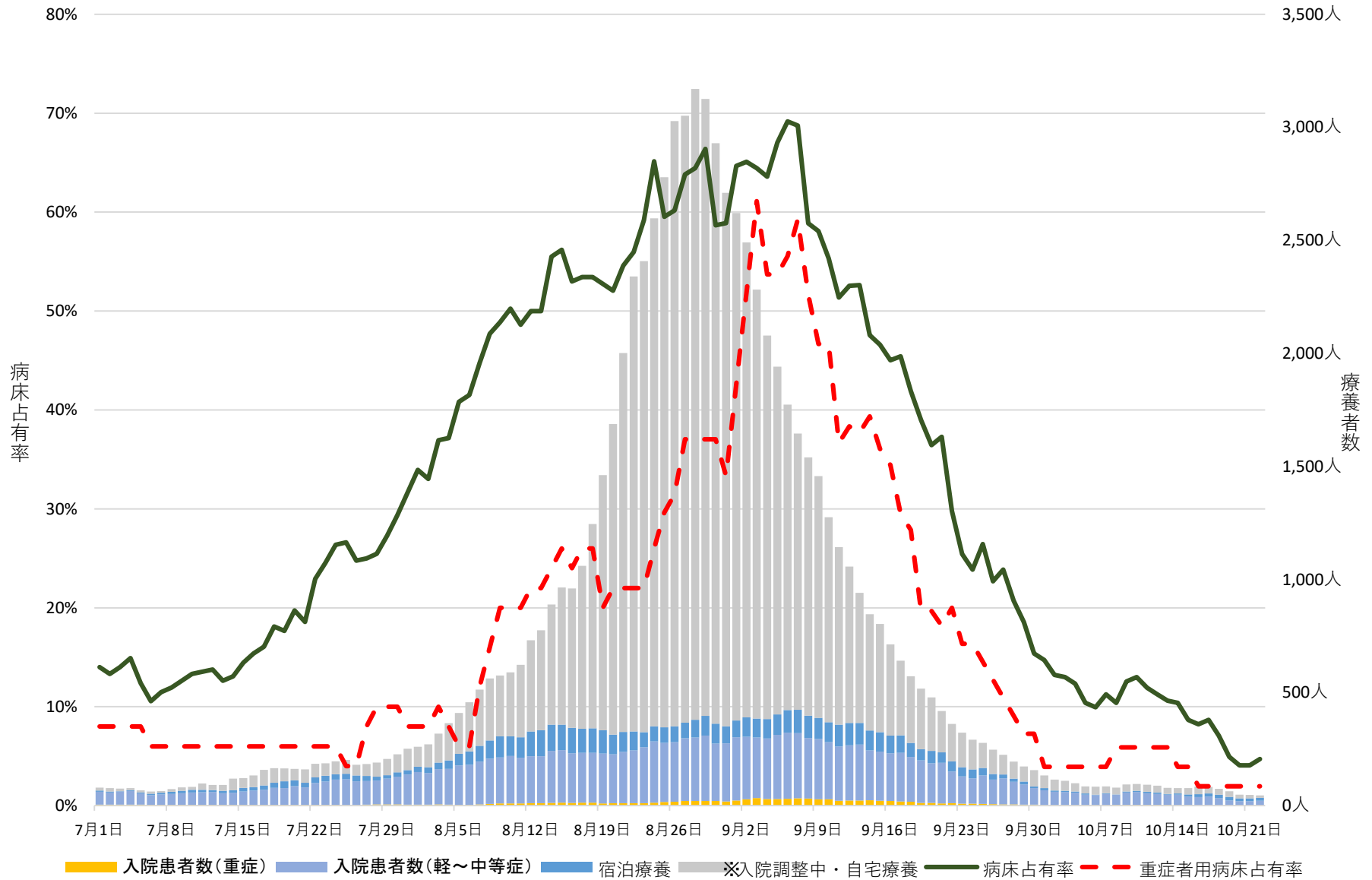


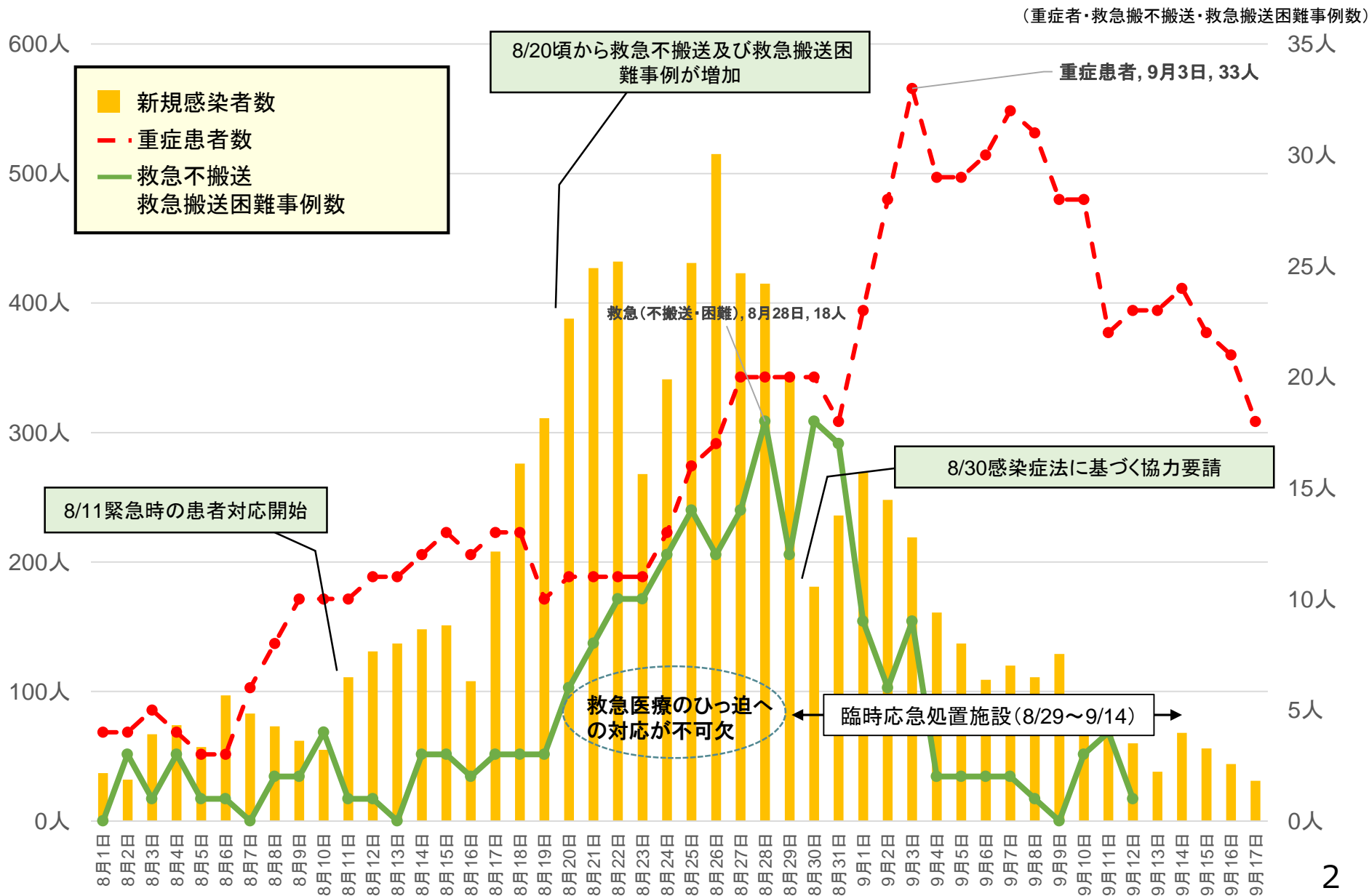
# 今夏の感染拡大を踏まえた今後の 保健・医療提供体制の整備について

# 第5波における療養の状況



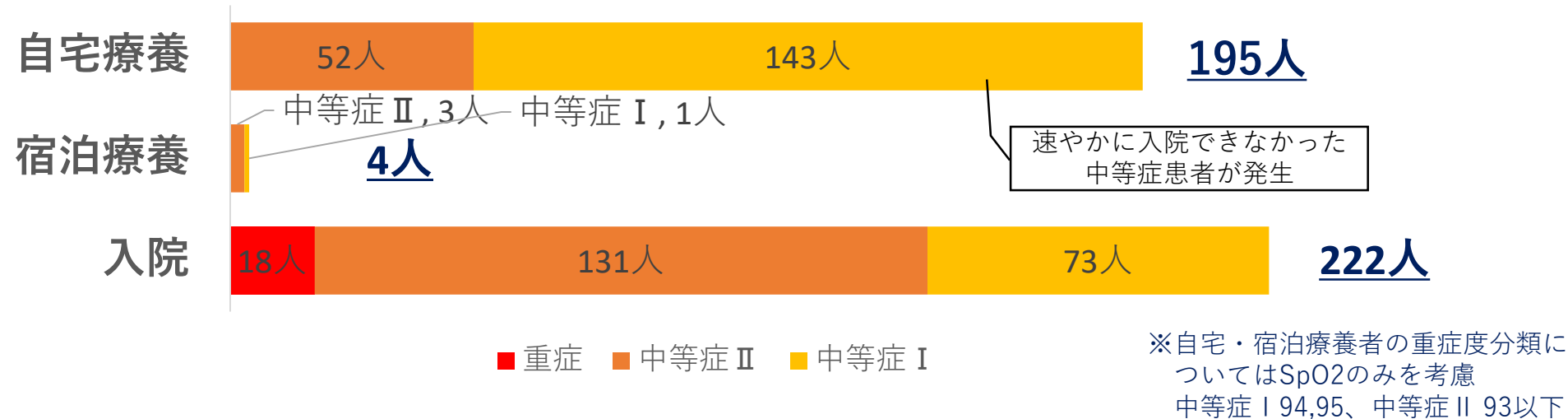
※入院調整中・自宅療養者数については、10月25日に訂正発表した数値を使用しています。

# 第5波における新規感染者数等の推移と救急困難事例の発生状況



# 第5波における療養者の状況（8月末時点）

## 8月末の中等症患者数の推計：421人



### 【課題】

- 第5波の感染拡大時には、自宅療養者の症状が悪化しても速やかに入院ができていない状況となっており、中等症患者の約46%が速やかに入院できていなかった。
- 宿泊療養施設における中等症患者の受入体制が整っていなかった。
- 入院調整の対象者に地域差が生じていた。

# 第5波に対する対応

## 1. 入院医療

- 重症患者、中等症患者、重症化リスクの高い患者が確実に入院できるよう、8月11日に**患者急増時の緊急体制に切り替え**、追加的な病床として**31床を増床し、計467床**を確保
- 8月30日に**感染症法に基づき**県内全病院に病床確保等の**要請**を行い、重症者用病床7床を含む**46床を増床し、計513床**を確保
- 新型コロナウイルス感染症の回復患者の受け入れについては、現時点で、後方支援病院は48病院、介護老人保健施設は三重県老人保健施設協会の協力のもと、42施設を確保

## 2. 宿泊療養・臨時応急処置施設

- 宿泊療養施設の施設改修等により、8月23日に19室増床し、**2施設259室**で運用
- 発熱に関する基準の見直しなどさらなる**入所基準の緩和**を行い、宿泊療養施設の活用を促進
- 中和抗体療法**が行えるよう体制を整備（9月11日）
- 入院待機者や症状が悪化した自宅療養者等を一時的に受け入れ、酸素投与や点滴等の必要な処置を行う**臨時応急処置施設を暫定的に設置**（8月29日）

## 3. 自宅療養

- 医師会、看護協会、薬剤師会等と連携し、各保健所に「**自宅療養フォローアップセンター**」を設置（8月26日から順次設置）
- 感染が確認された**妊婦**に対し、関係団体と連携し、**入院調整の段階から専門的な支援体制**を整備（8月28日）
- パルスオキシメーターを追加購入**（5,600個⇒計14,450個）し、必要に応じて食事及び衛生用品を配送

# 次の感染拡大に備えて

## 1. 入院医療

対象者：重症患者、中等症患者、重症化リスクの高い患者（妊婦を含む）

- ・確保病床への受入れが迅速かつ確実に可能となるよう、**医療機関と条件を明確にした書面を締結**
- ・病床ひっ迫時には、確保病床の効率的な活用を図るため、症状が軽快した患者の**転院**や宿泊療養施設への**転所**を積極的に実施することとし、その**基準や流れを明確化**
- ・入院調整の地域差を解消し、入院を必要とする患者をより確実に入院へつなぐよう、感染の拡大前から**すべての入院調整を医療調整本部に一元化**

## 2. 臨時応急処置施設

対象者：中等症Ⅱ患者

- ・感染拡大時における救急医療のひっ迫を防ぐため、**臨時応急処置施設**（津市）を中長期的な施設として設置
- ・**施設の追加**について検討

## 3. 宿泊療養

対象者：中等症Ⅰ患者、軽症患者、無症状者

- ・**600室以上の確保**を目指し、新たな宿泊施設を確保
- ・**医療機能強化型**の宿泊施設を設置し、感染拡大時には**中等症Ⅰ患者**を受入
- ・可能な限り**すべての宿泊療養施設を医療機能強化型**とすることを旨とする
- ・**中和抗体療法**の実施体制を強化

## 4. 自宅療養

対象者：軽症患者、無症状者

- ・関係団体と連携し**自宅療養フォローアップセンター**を充実・強化
- ・パルスオキシメーター、食事及び衛生用品の配送体制を充実

# 保健所の体制について

## 第5波の状況

感染拡大に伴い自宅療養者が急増したため、保健所での健康観察フォローアップ業務がひっ迫

## 第5波に対する対応

### 1. 県職員による応援体制の構築

- ・保健所において新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する臨時的な応援職員を確保。最大42名の職員に保健所兼務を発令。

### 2. 保健所業務に従事する保健師の確保

- ・市町の協力を得て、保健所業務に従事する市町保健師の応援体制を構築。延べ180名を超える市町保健師が保健所業務を支援。

### 3. 保健所業務に従事する看護師の確保

- ・公益社団法人三重県看護協会の協力を得て、急増する自宅療養者の健康フォローアップに従事する看護師を会計年度任用職員として15名任用。

### 4. 人材派遣会社の活用

- ・保健所業務が増加する中、今年度から人材派遣会社の活用をスタート。第5波の際に従来7名であった派遣スタッフを5保健所で14名に倍増。

## 次の感染拡大に備えて

### ◎第5波の振り返り（課題認識）

- ・感染症対策の現場では臨時的な応援職員が専門的な判断を求められるケースがあるなど、これまでの支援体制では、感染症対策に係る専門性・継続性を組織的に維持することが難しいという課題に直面。

### ◎今後に向けて

- ・責任と権限を行使できる臨時的でない本務職員を追加配置するなど、次の感染拡大に備えた体制強化を検討

# 今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する

## 保健・医療提供体制の整備について

(令和3年10月1日 厚生労働省事務連絡)

- 今後も中長期的に感染拡大が反復する可能性があることを前提に、**保健所等による療養調整を含めた総合的な保健・医療提供体制の構築**に向け、各都道府県の「病床・宿泊療養施設確保計画」を「**保健・医療提供体制確保計画**」にバージョンアップ。
- コロナ医療と一般医療の両立**を図りつつ、陽性確認前から回復・療養解除後まで切れ目なくコロナ患者に対応可能な、国民が安心できる**総合的な保健・医療提供体制**を整備。

### 〈今後の保健・医療提供体制が目指す姿〉

- ・都道府県ごとに、**少なくとも今夏における最大の感染拡大時と同程度の感染拡大が生じることを前提**に、想定する感染拡大のピーク時における1日当たり新規陽性者数、療養者数等の需要を設定・推計し、**①健康観察・診療等の体制、②自宅療養者等の治療体制、③入院等の体制**のそれぞれについて、推計需要に対応可能な体制とその担い手を確保することで、機動的で、より実効性の伴う具体的な計画を策定する。

### 〈保健・医療提供体制の目指す水準〉

#### ①健康観察・診療等の体制

- ・感染拡大時でも、すべての感染者に、**陽性判明当日又はその翌日**に保健所等または医療機関から**最初の連絡**があり、以降、それぞれの症状に応じた頻度で継続的に健康観察や診療を受けられる。

#### ②自宅療養者等の治療体制

- ・**治療を必要とする自宅療養者等**が、症状の軽減や重症化予防のための**医療（中和抗体薬の投与等）**を受けられる。

#### ③入院等の体制

- ・都道府県の入院基準に基づき、**少なくとも重症者、中等症で酸素投与が必要な者**、酸素投与がなくても**重症化リスクがある者**が速やかに病院等に入院できる。
- ・感染の急拡大等により入院調整に時間を要する場合でも、**臨時の医療施設・入院待機施設等**で安心して療養できる。
- ・回復後も引き続き入院管理が必要な場合は、後方支援医療機関等で療養を続けることができる。



# 今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症に係る 保健所体制の整備等について

(令和3年10月1日 厚生労働省事務連絡)

- 今夏、感染力の強い変異株の流行により、これまでの想定を上回る規模・スピードでの感染拡大が生じ、**各保健所における運用面において様々な課題**が明らかに。
- これらの課題に対し、今後もこうした感染拡大が中長期的に反復する可能性があることを前提に、**更なる体制の強化を図り、業務を円滑に行えるようにしておく**ことが必要。

## 〈これまでの課題〉

- ・陽性者が増加し、保健所業務が逼迫する状況においても、**保健所内の人員の再配置のみで対応し、全庁体制の整備（保健所外の本庁職員の動員等）が不十分**。
- ・全庁体制を行うための**基準が定められておらず**、保健所と本庁との意思疎通も不十分。
- ・健康危機管理時の**BCPの判断基準が事前に定められていなかったため**、陽性者が増加しても従来業務が継続され、**従来業務と新型コロナウイルス感染症対策を兼務する職員が疲弊**。

## 〈今後の取組〉

自治体ごとに、少なくとも今夏における最大の感染拡大時と同程度の感染拡大が生じることを前提に、陽性者が増加して保健所業務過多により事業遂行が困難となる場合を想定し、保健所の体制強化を図る。

### ア 体制強化の計画の策定

- ・予め、**感染拡大に伴う、全庁的支援を含む保健所の体制・人員確保の方法について計画を定めておく**。  
体制強化開始の目安として、**人口10万人あたりの1週間の陽性者数の合計が15人を上回る場合**、2週間程度後に入院調整等が困難となり、自宅療養者が急増し、保健所業務が逼迫するおそれがあることを考慮。

### イ 業務フローと体制強化の指標

- ・**各保健所業務に合わせた業務フローを作成する**。
- ・保健所の体制強化が図られていることの目安として、①**陽性者への連絡の遅延が生じないこと**、②**積極的疫学調査の遅延が生じないこと**を考慮。

### ウ 人員、設備、システム等の増強、業務の効率化

- ・業務委託の活用など組織外の人員の動員、作業スペースや電話回線等の確保、業務の電子化等についての検討、準備。

# 保健・医療提供体制確保計画の全体像

## 〈保健・医療提供体制確保計画の記載事項〉

- (1) 今回の感染拡大時における対応の振り返り
- (2) 最大療養者数等の推計
- (3) 陽性判明から療養先決定までの対応
- (4) 健康観察・診療等の体制
- (5) 自宅療養者等の治療体制
- (6) 入院等の体制
- (7) 医療人材の確保・配置転換を行う仕組み
- (8) 地域の医療関係者等への協力要請を行う場合の考え方
- (9) 患者対応の一連の流れのチェックと感染状況のモニタリング
- (10) 保健所等の体制確保

## 〈報告期限〉

### ①保健・医療提供体制の構築方針

⇒10月末までに報告

### ②保健・医療提供体制の構築

⇒11月末までに報告

## 〈保健・医療提供体制の構築方針の内容〉

### 1. 今夏の感染拡大の状況及び今後の感染拡大の想定と体制

#### ①今夏の感染拡大時の状況（最大値）

- ・新規感染者数
- ・療養者数（入院、宿泊、自宅）
- ・確保病床（居室）数及び利用率

#### ②今後の感染拡大のピーク時の想定

- ・新規感染者数
- ・療養者数（入院、宿泊、自宅）等

#### ③今後の感染拡大のピーク時に向けた体制

- ・必要病床数、確保病床数、確保居室数
- ・臨時の医療施設・入院待機施設の必要定員数 等

### 2. 今夏の感染拡大時における対応の振り返りと今後の方針のポイント

#### ①陽性判明から療養先決定までの対応

- ・療養先の振り分け方針
- ・入院・入所調整の連携・効率化 等

#### ②健康観察・診療の体制

- ・健康観察・診療業務における保健所医療機関等の役割分担・連携 等

#### ③自宅療養者等の治療体制

- ・診療（オンライン診療、電話診療等）の体制
- ・中和抗体薬の投与体制 等

#### ④入院等の体制

- ・臨時の医療施設、入院待機施設の位置づけ
- ・転退院調整の方法 等

#### ⑤医療人材の確保・配置転換を行う仕組み

- ・人材の確保・配置転換に関する方針

## 《今夏の感染拡大の状況及び今後の感染拡大の想定と体制》

### 1. 今夏の感染拡大時の状況（最大値）

- (1) 新規感染者数：515名
- (2) 療養者数：3,170名
- (3) 入院者数：323名、宿泊療養者数：116名、自宅療養者数：2,790名
- (4) 確保病床数：513床、確保居室数：259室
- (5) 確保病床使用率：69.2%、確保居室使用率：48.3%

### 2. 今後の感染拡大のピーク時の想定

- (1) 最大新規感染者数：515名
- (2) 最大療養者数：3,170名（入院461名、宿泊348名、自宅2,361名）

### 3. 今後の感染拡大のピーク時に向けた体制

- (1) 最大必要病床数：576床
  - (2) 最大確保病床数：523床
  - (3) 最大確保居室数：600室
- ➡ 差分（53床）について、さらなる病床の確保又は臨時の医療施設の確保が必要

# 保健・医療提供体制の構築方針

## 《今夏の感染拡大時における対応の振り返りと今後の方針のポイント》

### 1. 陽性判明から療養先決定までの対応

- ・患者の療養先の振り分けの考え方を事前に明確化し、地域の関係者間で共有
- ・入院を必要とする患者をより確実に入院へつなぐことができるよう、すべての入院調整を医療調整本部に一元化

### 2. 健康観察・診療の体制

- ・保健所機能の強化のため、職員の増員、外部委託の活用等を行うとともに、自宅療養フォローアップセンターを充実・強化
- ・600室以上の確保を目指し、新たな宿泊施設を確保
- ・医療機能強化型の宿泊施設を設置し、感染拡大時には中等症Ⅰ患者を受入

### 3. 自宅療養者等の治療体制

- ・地域の実情に応じて、自宅療養フォローアップセンターにおける健康フォローアップ体制を充実・強化
- ・地域の医療機関と連携し、中和抗体薬の投与体制を整備

### 4. 入院等の体制

- ・確保病床への受入れが迅速かつ確実に可能となるよう、医療機関と条件を明確にした書面を締結
- ・確保病床の効率的な活用を図るため、症状が軽快した患者の転院や宿泊療養施設への転所を積極的に実施することとし、その基準や流れを明確化
- ・感染拡大時における救急医療のひっ迫を防ぐため、臨時応急処置施設を中長期的な施設として設置

### 5. 医療人材の確保・配置転換を行う仕組み

- ・医療人材の派遣調整等を一元的に行う体制を構築
- ・医療機関等からの医療従事者の派遣について、改めて関係機関と協議・調整し、事前のリスト化を検討
- ・医療従事者の負担軽減と業務運営の効率化のため、職種間の業務分担の見直しや、清掃・消毒業務の民間事業者への委託等に関係機関に対し働きかけ